

シン・若者チャレンジ応援事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

シン・若者チャレンジ応援事業業務委託

2 委託業務の目的

秋田県における若者活躍の裾野を広げるとともに、次代の地域の中核を担う人材を育成するため、若者（おおむね18歳から39歳の者）の地域課題解決に向けた取組を後押しするものである。

令和8年度事業は以下の3点で構成される。

(1) チャレンジミーティング（機運醸成イベント）

若者の挑戦や地域活性化に関心のある者を対象に、行動に移すきっかけとしての思いの具体化や仲間づくり等を行う機会を提供する。

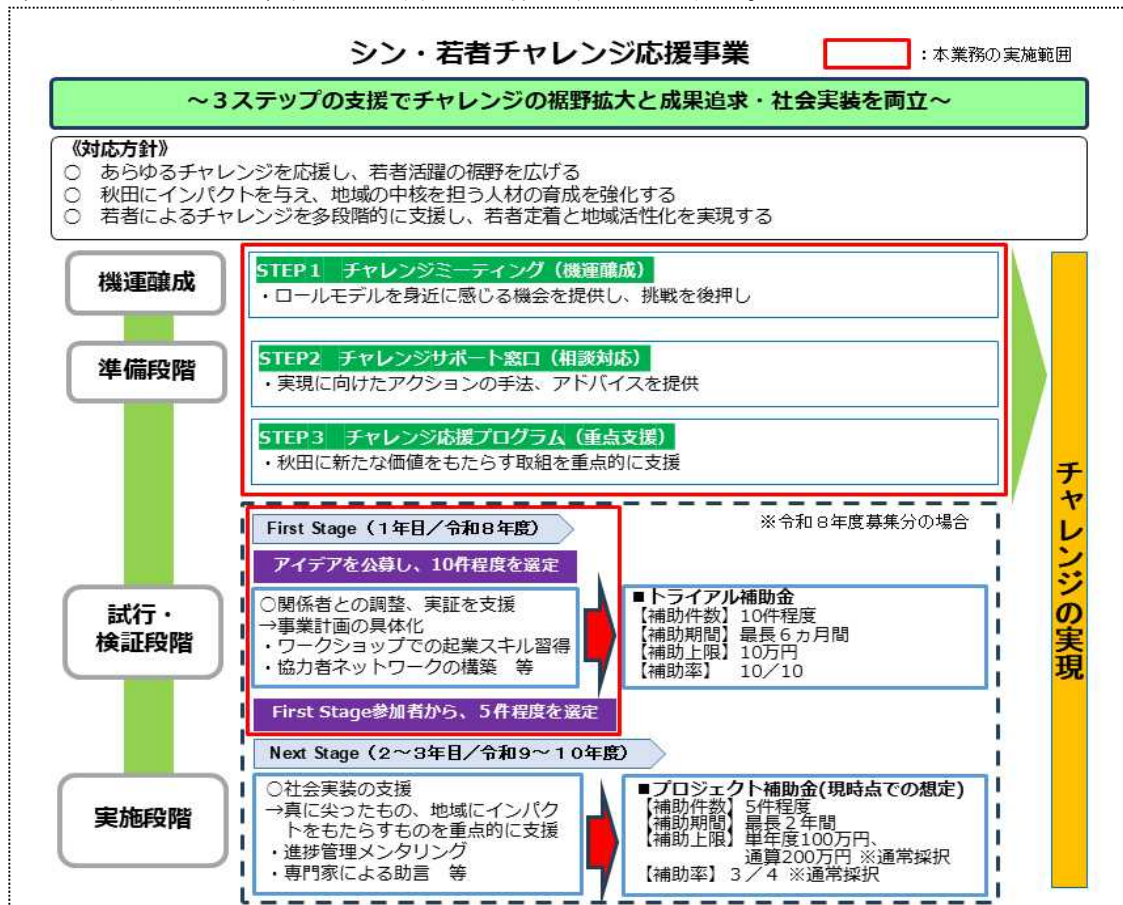
(2) チャレンジサポート窓口（相談対応）

取り組みたいアイデアを持っている者を対象に、企画の練り上げ支援や実施に必要なアドバイス等、実現に向けた相談対応を実施する。

(3) チャレンジ応援プログラム（重点支援）

斬新な発想や戦略的な手法で地域課題の解決やコミュニティの活性化等、本県に新たな価値をもたらす若者の取組の実現を伴走支援により後押しする。

なお、重点支援の対象者には、計画策定や社会実装等に要する経費として県単補助金を交付するが、交付に要する事務は県で実施する。



3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

この業務は、県が「2 委託業務の目的」を達成するために実施する「シン・若者チャレンジ応援事業（以下「本事業」という。）」に係る各種業務を行うものであり、その詳細は次のとおりである。

（1）本事業に係る各種プロモーション

県内における若者の挑戦に向けた機運の醸成と行動の促進を図るため、本事業の概要や成果を広く県民にPRするものであり、具体的には次の内容を実施すること。

①ウェブサイトの制作・更新対応

本事業の概要やスケジュール等、事業全般に係る情報を周知・管理できるウェブサイトを制作し、運営すること。

②ロゴデザイン及びメインビジュアルの制作

ウェブサイトや各種広告等で使用し、本事業のアイキャッチとなるロゴデザインとメインビジュアルを制作し、納品すること。

③一般広報活動の実施

本事業に係る最新情報を発信すること。事業進捗にあわせて委託期間内に適宜実施するものとし、主要メディア向けのプレスリリースやSNS等、発信媒体は配信内容に応じて適切なものを選択すること。

（2）チャレンジミーティング（機運醸成イベント）の実施

若者が地域課題の解決や活性化に向けた取組の実施に踏み出すための機運醸成やネットワークづくりを目的として実施するものであり、関係者等の手配・派遣、会場手配、周知、ブース・機材等の手配・設営、来場者の誘導・受付、記録写真の撮影、資料印刷、関連経費の支払等（以下「実施に必要な業務」という。）を行うこと。

また、実施に当たり次の点に留意すること。

①県が令和元年度～令和7年度に実施した若者チャレンジ応援事業の過去採択者等、地域で活躍する者を招聘し、挑戦のロールモデルを参加者が身近に感じることができるよう工夫すること。

②楽しみながら地域課題に対する考えをブラッシュアップできる講演など、若者にとって魅力的であり、気軽に参加できるものとする。

③委託期間内に県央地区（リアルタイムまたは録画によるオンライン配信も実施）で2回以上、県北地区と県南地区で各1回以上開催すること。うち県央地区の1回は、令和8年度のプロジェクト報告会を兼ねるものとして年度末に実施する。具体的な実施日時については提案内容をベースに県と受託者が協議の上で決定する。

（3）チャレンジサポート窓口（相談対応）

地域課題の解決やコミュニティ活性化等に関心を持つ若者や、チャレンジ応援プログラム参加者等の相談に対応することで、若者の主体的な活動が実現されるようサポートを行うものであり、実施に必要な業務を行うこと。

①オンライン相談窓口の設置・運営

- ・オンライン上に若者からの相談を受け付けるための相談フォームを設置し、相談対応を行うこと。相談内容に応じ現地立ち会い等を実施する等、重点支援応募意向の有無に関わらず若者のアイデアの実現に資する総合的な対応を行うこと。
- ・行政・民間等各機関と積極的に連携すること。
- ・想定される相談内容を分析の上、対象者の成長に効果的な相談体制や、専門家・メンター等と連携した相談対応手法を提案・実施すること。なお、専門家・メンター等の手配や謝金の支払等は受託者が実施すること。
- ・対象者に対し、本相談窓口を周知し、活用を促すこと。

②対面相談会の実施

- ・県内公共施設やコワーキングスペース等において月に1回程度の頻度で、対面形式による相談会を実施すること。

③状況把握、効果測定

- ・①及び②における相談内容や対応状況の外、その後の進捗についても可能な限り把握し、定期的にとりまとめ県に報告すること。

(4) チャレンジ応援プログラム（重点支援）

本県の抱える課題を独自の視点から分析し、解決策について優れた事業アイデアを持つ者を公募・選抜の上、モデルケースの創出に向けて事業創造・事業開発への伴走支援を行うものであり、プログラムの実施に必要な業務を行うこと。

①プロモーション・応募受付

参加希望者の掘り起こしと、受付に要する事務として行うものであり、詳細は次のとおりとする。

ア 応募受付と問合せ対応

ウェブ上での応募とメール等による問合せに対応できる体制を確保すること。

イ ポスター・チラシの制作

プロジェクトの内容を周知するチラシとポスターを制作してデータと印刷物を納品すること。

(仕様例)

- ・チラシ：A4版、表裏両面、カラー（4色刷）、3,000部以上
- ・ポスター：A2版4つ折り加工、表1面、カラー（4色刷）、300部以上

ウ SNS及びウェブメディア等を用いた募集広告

SNS広告の外、対象年齢などの特性に合わせて配信媒体を選定し、応募者数の増加につながるものとする。

②トライアル支援対象者の選抜審査

プログラム参加希望者の中から、初年度の重点支援（以下「トライアル支援」という。）の対象者を2段階で選定するものであり、詳細は次のとおりとする。なお、選考基準や委員の人選を含む運営方法等の詳細については、県と受託者が協議の上、

決定する。

ア 書面審査

エントリーシートに記載内容に基づき事務局（県と受託者）による書面審査を実施し、面接審査の対象者を選定する。

イ 面接審査

外部委員2名と内部委員2名で編成する選考委員会による面接審査を実施し、書面審査通過者から、トライアル支援対象者（最大10組）を選定する。平日開催の場合には審査会場として、県庁内の会議室を利用することができる。委員との日程調整及び謝金・旅費の支払等を行うこと。

③企画内容の練り上げなどに資するワークショップの開催

トライアル支援対象者に対し、企画内容の練り上げや対象者同士のネットワーク形成等を目的として実施するものである。講師を招聘してコンセプトやターゲットの設定方法、市場分析や構想の言語化に必要な基礎知識等の情報を提供する内容とし、トライアル支援期間中に3回以上実施すること。

また、個別アドバイスの提供や進捗管理等についてチャレンジサポート窓口の活用を促すこと。

④成果報告会の実施と継続支援対象者の選抜審査

トライアル支援対象者が支援期間中の取組実績を報告する公開イベントとして、翌年度以降の支援継続の可否を決定する審査会を兼ねて実施するものであり、詳細は次のとおりとする。

ア 成果報告会の実施

トライアル支援対象者の取組成果と課題認識、今後の事業計画に関する発表を中心とすること。また、発表後には、選考委員による質疑の時間を確保すること。事業効果を高めるため、観衆が参加しやすい日程・会場を選定すること。

イ 外部選考委員の選定、日程調整及び謝金・旅費等の支払

成果報告会での報告内容等を踏まえて外部委員3名と内部委員2名で編成する選考委員会による審査を実施し、トライアル支援を受けた者の中から、令和9年度に引き続き重点支援の対象となる者（最大5組）を選定する。選考基準や委員の人選を含む運営方法等の詳細については、県と受託者が協議の上、決定する。

(5) 報告書の作成

次の内容を盛り込んだ業務実績報告書を作成すること。

①業務の実施状況及び分析結果

②本事業の改善を要する事項等に関する提案 等

本事業の効果検証を目的に、参加者を対象としたアンケート調査を適宜実施し、その結果を分析すること。

5 成果品

成果品は、次のとおりとする。

(1) 4 (1) ①ウェブサイト原稿データ（HTML形式等）

(2) 4 (1) ②ロゴデザイン・メインビジュアル原稿データ

- (3) 4 (4) ①ポスター及びチラシの印刷物及び原稿データ
- (4) 4 (5) 報告書の印刷物2部及び原稿データ(pdf形式等)
- (5) 記録用写真データ一式(jpg形式等)
- (6) その他業務に付随する制作物

6 その他

- (1) この業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により実施すること。
- (2) この業務は、国の地域未来交付金を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費等は委託経費に含めることができない。
- (3) 個人情報の適切な取扱いに必要な体制を確保すること。
- (4) 成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- (5) 成果品の納品場所は、秋田県人口戦略部地域づくり推進課とする。
- (6) 現年度の受託事業者が次年度の契約締結に至らなかった場合には、次年度の受託事業者に対して本業務の引き継ぎに必要な措置を講じること。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。